

## 佐野市新年祝賀会・表彰式 ■問合せ＝秘書課☎(20)3006

本年1月7日に、佐野市新年祝賀会・表彰式が文化会館にて行われ、市政に対して功労功績のありました次の方々に表彰状などが贈られました。

### 【市政功労者（順不同）】

#### ○功労表彰受章

(表彰条例第3条第1項第1号該当)

岩澤 敏雄 様 (防火行政功労)

葛貫 郁子 様 (防火行政功労)

#### ○德行表彰受章

※個人で100万円以上、団体で300万円以上の金品を市に寄附された方

株環境ラボ 様

飯塚 勝己 様

山根 茂夫 様

株祥和コーポレーション 様



## 広報さの・ホームページの広告募集

### 【広報さのへの広告募集】

▶ 広告の掲載号 5月号～平成30年4月号

広告掲載スペース	広告規格	広告料	募集枠数
①生活情報欄 最下段半枠	縦 45mm ×横 86.5mm	15,000 円	毎号 4 口 (合計 48 口)
②生活情報欄 最下段 1 枠	縦 45mm ×横 175mm	30,000 円	毎号 4 口 (合計 48 口)
③裏表紙下段	縦 100mm ×横 175mm	100,000 円	毎号 1 口 (合計 12 口)

☆複数号への申し込みも可能です

☆1 広告主につき毎号 1 口に限りです

☆募集枠数を超えた号は抽選となります

### 【規制業種または事業者】

- ・風俗営業法第2条に該当またはこれに類するもの
- ・消費者金融など
- ・ギャンブルに関するもの
- ・法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ・佐野市から指名停止を受けている業者
- ・行政指導を受け、未改善のもの
- ・その他広告掲載不相当と市長が認めるもの

### 【市ホームページへのバナー広告募集】

#### ▶ 広告掲載期間

4月1日～平成30年3月31日の範囲内での月単位掲載。掲載開始は申込月の1日午前9時から掲載終了は月の末日午後5時まで

#### 広告の規格

(1 枠) 縦 40 ピクセル×横 140 ピクセル (G I F または J P E G 形式、10KB 以内)

▶ 掲載料金 1 カ月につき、15,000 円

▶ 月間アクセス数 月平均約 47,000 件

(トップページ) ※参考数値です

▶ 掲載の位置 市ホームページをご覧ください

#### ▶ 広告のデザイン

市ホームページのデザインを損なうものは不可 (広告掲載者と担当課とで調整してから掲載)

#### ▶ 申込

原稿、市税の納税証明書、申込者の業務内容がわかる書類(登記事項証明書など)をそえて、所定の申込用紙に必要事項を記入し、2月28日(火)までに、お申し込みください

※市ホームページからダウンロードできます

詳しくは市ホームページをご覧ください

■ 問合せ＝広報広聴推進室☎(20)3037



## 佐野市空家等対策計画を策定しました ■問合せ＝空き家対策室 ☎(20)3028

市では、空き家対策として取り組むべき方向性について基本的な考え方を示した「佐野市空家等対策計画」を策定しました。

この計画は、平成33年度までを計画期間としたのもで「市民が安心して安全にそして快適に暮らせるまちづくり」の実現、地域の活性化や定住促進による人口減少の克服を目標としています。

空き家は、個人の財産であり、所有者や管理者が適切に管理するものです。計画では、空き家の適切な管理は第一義的に所有者の責任において行うべきであるということを前提に、次の3つの基本方針に基づき、空き家対策を進めていくこととしましたので、皆様のご協力をお願いします。

なお、計画の全容は市役所市政情報コーナー(2階)、田沼・葛生の各行政センター、市ホームページでご覧いただけます。

### 【基本方針】

#### 1 空家等の発生抑制と適切な管理の促進

新たな空家の発生を抑制するとともに、適切な管理に向けた情報提供・意識啓発を図ります。

#### 2 空家等の活用の促進

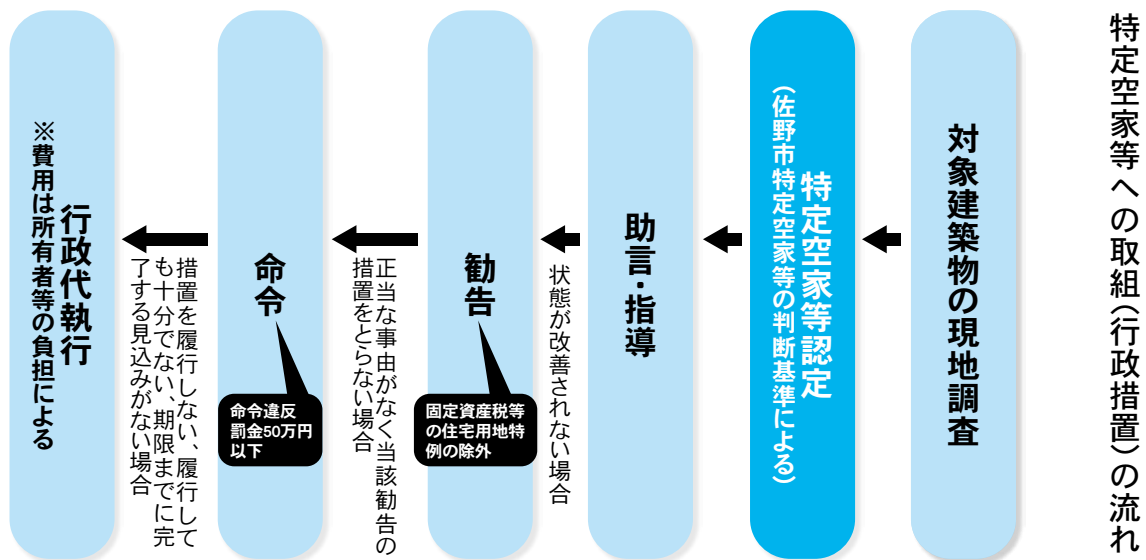
空き家バンク制度の活用などにより、空家の活用を促進するとともに、定住促進を図ります。

#### 3 特定空家等の解消に向けた取組の推進

特定空家に対し、助言・指導や勧告など必要な措置(下記表参照)を実施します。また、老朽化が進み、倒壊の危険性が高い空家の除却を促進します。

### (用語説明)

- ・空家等…建築物および附属する工作物並びにその敷地で、年間を通して居住や使用がないもの。
- ・特定空家等…空家等のうち、次の状態にあると認められるもの。
  - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、
  - ②衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



### 「佐野市空き家バンク」を1月から本格的に開始しました。

空き家の物件情報を市ホームページに公開していますので、空き家を買いたい、借りたいという方は、利用登録の手続きをしてください。

また、空き家物件を引き続き募集しています。詳しくは、空き家対策室までご連絡ください。

※空き家は使用しないと、たちまち傷んでしまいます。使用する予定のない空き家をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。また、空き家を所有している方がいましたら、空き家バンクの活用をお勧めください。

